

外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会開催要綱

令和5年6月16日
出入国在留管理庁長官決定
令和6年8月23日
一部改正

1 名称

外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会

2 目的

外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会（以下「検討会」という。）は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」及び「総合的な支援をコーディネートする人材の役割等について（検討結果報告書）」に基づき、外国人支援コーディネーターの養成に関し、養成研修の実施・運営に係る事項、研修修了者の配置促進等及び専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討することを目的とする。

3 検討会の構成

- （１）検討会の構成員及びオブザーバーは、別添のとおりとする。
- （２）検討会の議長は、出入国在留管理庁在留管理支援部長とする。
- （３）検討会の構成員の有識者の任期については、出入国在留管理庁長官が別途定める。
- （４）議長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバー以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の公開等

- （１）検討会は原則として非公開とする。ただし、議長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
- （２）議長は、構成員又はオブザーバーの求めがあった場合は、関係行政機関の職員その他関係者の傍聴を認めることができる。
- （３）議長は、検討会の終了後、速やかに当該検討会の議事要旨を作成し、これを公表する。ただし、議長が公表しないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。

5 その他

- （１）検討会の庶務は、出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室において処理する。
- （２）前各号に掲げるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。